

令和5年度第2回  
枚方市都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和5年(2023年)11月13日(月)午後2時  
場 所 市役所別館4階 第3委員会室

# 議 案 書

## 一 目 次 一

### ○議案第2号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について . . . . . 1

### ○議案第3号

特定生産緑地の指定について . . . . . 7

議案第2号

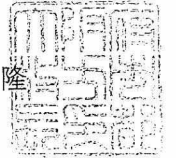
東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について



都 計 第 135 号  
令和5年(2023年)11月13日

枚方市都市計画審議会  
会 長 岡 絵理子 様

枚 方 市 長 伏 見



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)

標題の件について、枚方市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり枚方市都市計画審議会に付議します。



## 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(枚方市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
楠葉A23-2	枚方市 楠葉丘一丁目 地内	約 0.10 ha	区域変更
楠葉A27-2	枚方市 南楠葉二丁目 地内	約 — ha	廃止
楠葉B10	枚方市 東船橋一丁目 地内	約 0.32 ha	区域変更
楠葉B17	枚方市 船橋本町一丁目 地内	約 0.06 ha	区域変更
楠葉B20	枚方市 船橋本町一丁目 地内	約 0.05 ha	区域変更
殿二A9	枚方市 宇山町 地内	約 0.60 ha	区域変更
殿二B16	枚方市 招堤中町二丁目 地内	約 0.06 ha	区域変更
菅原A4	枚方市 長尾家具町二丁目 地内	約 0.07 ha	区域変更
菅原A9	枚方市 長尾西町二丁目 地内	約 — ha	廃止
菅原A10	枚方市 長尾元町七丁目 地内	約 0.06 ha	区域変更
菅原A24	枚方市 長尾元町二丁目 地内	約 — ha	廃止
菅原A29	枚方市 長尾元町六丁目 地内	約 0.08 ha	区域変更
菅原A33	枚方市 長尾元町五丁目 地内	約 — ha	廃止
菅原A33-1	枚方市 長尾元町五丁目 地内	約 — ha	廃止
菅原A35	枚方市 長尾元町二丁目 地内	約 — ha	廃止
菅原A42	枚方市 長尾元町四丁目 地内	約 — ha	廃止
山田A31-1	枚方市 田口三丁目 地内	約 1.36 ha	区域変更
山田A33-1	枚方市 堂山三丁目 地内	約 0.70 ha	区域変更
山田A33-2	枚方市 堂山三丁目 地内	約 0.40 ha	区域変更
山田A52	枚方市 堂山一丁目 地内	約 — ha	廃止
殿一A2	枚方市 黄金野一丁目 地内	約 — ha	廃止
殿一B10	枚方市 星丘四丁目 地内	約 0.07 ha	区域変更
津田A14	枚方市 春日北町一丁目 地内	約 — ha	廃止
津田A35	枚方市 春日東町二丁目 地内	約 0.06 ha	区域変更
津田B10	枚方市 津田元町二丁目 地内	約 0.07 ha	区域変更
津田B25	枚方市 津田元町四丁目 地内	約 0.45 ha	区域変更
津田B28-1	枚方市 津田駅前二丁目 地内	約 0.63 ha	区域変更
津田B33-1	枚方市 津田南町二丁目 地内	約 0.20 ha	区域変更
津田B33-4	枚方市 津田南町二丁目 地内	約 0.07 ha	区域変更
蹉跎3	枚方市 走谷一丁目 地内	約 — ha	廃止
川越A10	枚方市 印田町 地内	約 0.06 ha	区域変更
川越A25	枚方市 東藤田町 地内	約 — ha	廃止
川越A26	枚方市 東藤田町 地内	約 1.35 ha	区域変更
川越A47	枚方市 積尊寺町 地内	約 — ha	廃止
川越B5	枚方市 茄子作北町 地内	約 0.56 ha	区域変更
川越B26	枚方市 東香里一丁目 地内	約 — ha	廃止
小 計		約 7.38 ha	/
楠葉A1他402地区		約 72.88 ha	変更なし
合 計	425 地区	約 80.26 ha	/

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

市街化区域内の緑地機能および多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地地区を追加するものであり、それに伴い、物理的一体性をもつ土地となるため、他の地区と合併し、複数の地区が1つとなるよう変更するものである。

また、公共施設等の用に供した生産緑地や、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものである。

よって、本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。



議案第3号

特定生産緑地の指定について



都 計 第 1 3 6 号  
令和5年(2023年)11月13日

枚方市都市計画審議会  
会 長 岡 絵 理 子 様

枚 方 市 長 伏 見 隆



### 特定生産緑地の指定について(諮問)

標題の件について、枚方市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり枚方市都市計画審議会に諮問します。



## 特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積		申 出 基 準 日	備 考	指 定 図 番 号
		特 定 生 産 緑 地				
		既に指定 されている区域	新たに指定 する区域			
菅原A 2	枚方市長尾峠町 地内	約 0.48 ha	約 0.10 ha	令和6年12月9日	一部指定	1
山田A 57	田口一丁目 地内	—	約 0.09 ha	令和6年12月9日		2
合 計	2 地区	/	約 0.19 ha	/	/	/

「位置及び区域については指定図表示のとおり」